

(3) 納付場所・納付方法

① 地方税共通納税システム (PCdesk) 【クレジットカード等で納付可能】

※「eLTAX (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)」にアクセスし、PCdesk (WEB版又はDL版)で納付手続きをしてください。

② 金融機関等の窓口

りそな銀行・池田泉州銀行・紀陽銀行・関西みらい銀行・南都銀行・大阪信用金庫・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・大阪泉州農業協同組合・近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局、泉佐野市役所

(4) 特別徴収税額の変更

通知した税額に変動が生じたため、これを変更する場合は「特別徴収税額の変更通知書」により通知しますから、この場合は上記通知書によって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。(記載方法については8頁参照)

(5) 特別徴収税額の期限後納入

特別徴収義務者が納入期限までにその徴収した税額を納入されない場合、次のような方法で計算した延滞金を余分に負担していただくことになります。督促状が発せられたときは、手数料が徴収されます。

(延滞金の計算方法)

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

◎ 納税者が転勤(転職)又は、退職等で異動した場合の手続き

納税者が転勤(転職)又は、退職等の事由のため給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、その事由が発生した翌月の10日までに提出してください。

なお、給与から差し引けなくなった税額(残税額)は、次のとおりになります。

(1) 転勤(転職)の場合 …… 新勤務先で引き続き、特別徴収します。

(2) 退職等の場合

退職等の年月日	一括徴収(特別徴収)の場合	普通徴収の場合
令和6年6月1日から 12月31日までの間	納税者からの申し出により 給与又は、退職手当等から 一括徴収してください。	左欄の方法により 一括徴収(特別徴 収)ができないと きは、納税者に対 して納税通知書を送付します。
令和7年1月1日から 4月30日までの間	その年の5月31日までに支払 われるべき給与又は退職 手当等が残税額を超えてい るときは、給与又は退職手 当等が支払われるときに一 括徴収してください。	

※ 一括徴収した税額は、徴収した翌月の10日までに他の納税者の特別徴収額とあわせて納入書により納入してください。

納入書には、給与分と退職分の税額欄がありますが、一括徴収した税額は、給与分税額欄に記入してください。

◎ 令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書は、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上(改正前1,000枚以上)である場合、電子データによる提出が義務付けられました。